指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名：株式会社 森組
（法人番号2230001008802）
業者の住所：富山県南砺市荒木５０５－１

2　指名停止措置期間：令和８年１０月１５日から
令和８年１０月２８日まで（２週間）

3　指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

4　事実概要：　上記有資格業者は、富山県が発注した「ほ場整備　祖谷一期地区　水路整備第２工区工事」において、掘削した溝の壁面の崩壊による危険防止に必要な措置を講じなかったため、壁面が崩れ、作業員を死亡させる事故を発生させたことから、上記有資格業者及び上記有資格業者の元現場代理人が、令和８年７月２日、砺波簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、罰金の略式命令を受けた。

5　指名停止措置理由：　上記事実は「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第１第８号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○指名停止措置要領（抄）付表第１

措　置　要　件	期　　間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） ８　一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から ２週間以上２月以内